

様式第 1 1 号

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	登録番号
葉隠勇進株式会社	東京都港区芝四丁目 1 3－3 P M O 田町東 10 F	3－0 0 1 7 1

2. 指名停止措置期間

令和 6 年 7 月 2 0 日～令和 6 年 1 0 月 1 9 日（3 か月）

3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する物品調達等

4. 事実概要

当該業者は、名古屋市の入札において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことにより、令和 6 年 5 月 22 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町物品調達等登録業者指名停止要領」（平成年要領第 4 号）別表第 8 号に該当すると認められる。

なお、課徴金減免制度の適用事業者として公正取引委員会から公表されていることから、同要領第 3 条第 3 項を適用して、指名停止期間を 2 分の 1 とする。

〈指名停止措置要領別表〉

措置要件	期間
（独占禁止法違反行為） 8 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月以上 12 か月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9－2 9 7－5 0 0 5（ダイヤルイン）